原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十五号

原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する等の政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十号）の一部の施行に伴い、及び原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正）

第一条　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（法第十八条の二に規定する政令で定める理由）

第三条　法第十八条の二に規定する政令で定める理由は、和解の仲介によつては申立てに係る原子力損害の賠償に関する紛争が解決される見込みがないこととする。

（東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令の廃止）

第二条　東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令（平成二十五年政令第百七十二号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2　民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

法務大臣　山下　貴司

文部科学大臣　柴山　昌彦

内閣総理大臣　安倍　晋三